

新旧対照表

○地方独立行政法人長野県立病院機構中期目標

改正案	現 行
地方独立行政法人長野県立病院機構中期目標	地方独立行政法人長野県立病院機構中期目標
前文	前文
<p>本県の県立病院は、地域の要請を受けながら整備が進められ、現在では須坂、駒ヶ根、阿南、木曾、こどもの5病院が、県の医療政策を担う病院として、地域医療や高度・専門医療を提供している。</p>	<p>本県の県立病院は、地域の要請を受けながら整備が進められ、現在では須坂、駒ヶ根、阿南、木曾、こどもの5病院が、県の医療政策を担う病院として、地域医療や高度・専門医療を提供している。</p>
第2 県民に提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項	第2 県民に提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項
<p>病院機構は、県の医療政策として必要な地域医療、高度医療及び専門医療を提供すること等により、県民の健康の維持及び増進並びに県内医療水準の向上に努めること。</p>	<p>病院機構は、県の医療政策として必要な地域医療、高度医療及び専門医療を提供すること等により、県民の健康の維持及び増進並びに県内医療水準の向上に努めること。</p>
1 地域医療、高度・専門医療の提供	1 地域医療、高度・専門医療の提供
(1) (略)	(1) (略)
(2) (略)	(2) (略)
ア (略)	ア (略)
イ 精神医療の提供 (<u>こころの医療センター駒ヶ根</u>)	イ 精神医療の提供 (<u>駒ヶ根病院</u>)
(3) (略)	(3) (略)
(4) 医療観察法(※)への対応	(4) 医療観察法(※)への対応
<p><u>こころの医療センター駒ヶ根</u>を、医療観察法に基づく指定入院医療機関として整備し、その運営を行うこと。</p>	<p><u>駒ヶ根病院</u>を、医療観察法に基づく指定入院医療機関として整備し、その運営を行うこと。</p>
(※) 心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び	(※) 心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び
観察等に関する法律(平成15年法律第110号)	観察等に関する法律(平成15年法律第110号)
第5 その他業務運営に関する重要事項	第5 その他業務運営に関する重要事項
1 <u>こころの医療センター駒ヶ根整備事業</u> の推進	1 <u>駒ヶ根病院整備事業</u> の推進
<p>全面改築に着手した<u>こころの医療センター駒ヶ根</u>の施設整備を着実に進め、患者に対する治療、療養環境の向上を図ること。</p>	<p>全面改築に着手した<u>駒ヶ根病院</u>の施設整備を着実に進め、患者に対する治療、療養環境の向上を図ること。</p>